

平成 2 1 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 2 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第 14 号
平成 22 年 9 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

兵 庫 県 監 査 委 員

印

北 林 泰 (印)

田 中 章 博 (印)

越 智 一 雄 (印)

天 宅 陸 行 (印)

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

平成 22 年 7 月 27 日付け財第 1273 号で審査依頼がありました平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

- 目 次 -

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手續	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	3
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	11

(参 考)

1	新行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率	12
2	用語の説明	13
3	比率算定の対象となる範囲	17

第 1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、平成 21 年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、以下の点を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等は、次表のとおりで、実質公債費比率が 20.7%、将来負担比率が 366.4%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか 8 会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	比 較 増減()	(参 考)	
					早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	- %	- %	-	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-	8.75	25(注)
	実 質 公 債 費 比 率	20.7	19.9	0.8	25	35
	将 来 負 担 比 率	366.4	360.1	6.3	400	

(注) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置があり、平成 20 年度決算及び 21 年度決算は 25%、22 年度決算は 20%、23 年度決算以降は 15%となっている。

区 分		平成 21 年度	(参 考)	
			経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	%	20	%
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計			
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計			
	兵 庫 県 電 気 事 業 会 計			
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計			
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計			
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計			
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計			
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計			

2 審査の意見

平成 21 年度は、厳しい経済・雇用情勢が続く中、最優先課題として経済雇用対策に取り組むなど、県民生活の安定の確保に取り組む一方、行財政構造改革推進方策（以下「新行革プラン」という。）に基づき、定員の削減、事業の見直しや重点化・効率化を積極的に進め、限られた財源の重点配分と経費支出の一層の効率化に取り組むなど、行財政構造改革の着実な推進も図られた。その結果、健全化判断比率は、新行革プランの財政フレームに示された率（実質公債費比率 21.0%、将来負担比率 388.3%）を下回っているものの、依然として高い水準にある。

これら比率の内容を分析すると、次のとおりである。

- (1) 実質公債費比率は、前 3 か年（平成 19 年度、20 年度及び 21 年度）の平均により算定されるが、単年度の比率について見ると、21 年度は 22.2%となっており、20 年度の 21.0%と比較すると 1.2 ポイント上昇している。これは県債管理基金の積立不足に対する加算が 4,487,935 千円増加（増加率 7.9%）するとともに、標準財政規模も 12,023,580 千円減少（減少率 1.2%）したこと等によるものである〔6～7 頁参照〕。
- (2) 将来負担比率は、前年度と比較すると 6.3 ポイントの上昇となっているが、これは県債残高など、県が将来実質的に負担する可能性がある債務等の残高が 91,751,852 千円増加（増加率 1.8%）したこと等によるものである。なお、この債務等の残高は、交付税算入見込額等を除いても 18,333,700 千円の増加（増加率 0.6%）となっている〔8～9 頁参照〕。

このように実質公債費比率（単年度）及び将来負担比率は前年度と比較するといずれも上昇しており、内容を見ても、県債管理基金の積立不足や県債残高等の増加など本県の財政が引き続き厳しい状況にあることを示している。

さらに、新行革プランでも、実質公債費比率及び将来負担比率が今後ピークを迎えるとされており、ここ数年間が財政健全化の正念場と考えられることから、元気で安全・安心な兵庫の実現に向けた施策を継続的に推進していくためにも、財政基盤の確立が必要不可欠である。

このため、本年度実施されている新行革プランの総点検において全項目にわたり徹底した検証を行うなど、将来にわたり、多様な県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造の確立に一層の意を用いられたい。

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減()

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(3) 一般会計等の実質収支

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計が赤字の場合は、その赤字額が実質赤字額となるが、各会計の実質収支額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名	平成 21 年度 実質収支	平成 20 年度 実質収支	比較増減()
	千円	千円	千円
一 般 会 計	240,982	120,442	120,540
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	22,060	2,562	19,498
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	1,733	6,522	4,789
地方消費税清算特別会計	0	-	-
合 計	264,775	129,526	135,249

- (注) 1 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。
 2 小規模企業者等振興資金特別会計は、産業開発資金特別会計から平成 21 年 4 月に名称変更されたものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は 264,775 千円の黒字で、前年度と比較すると、基金管理特別会計で 4,789 千円減少したものの、一般会計で 120,540 千円増加したこと等のため、135,249 千円増加(増加率 104.4%)している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減()

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率 = $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額を合計した額が赤字の場合は、その赤字額が連結実質赤字額となるが、この実質収支額及び資金不足額・資金剰余額は、次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()
		千円	千円	千円
一般会計等の実質収支額		264,775	129,526	135,249
公営企業の資金不足額()・資金剰余額	病院事業会計	0	0	0
	水道用水供給事業会計	14,408,755	13,428,341	980,414
	工業用水道事業会計	6,773,605	7,273,212	499,607
	電気事業会計	1,545,476	1,395,852	149,624
	水源開発事業会計	576	578	2
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	2,682,460	2,633,452	49,008
	港湾整備事業特別会計	34,080	76,280	42,200
	流域下水道事業特別会計	75,526	88,218	12,692
合 計		25,785,253	25,025,459	759,794

- (注) 1 公営企業のうち宅地造成事業以外の事業で資金不足額が生じる場合、その額から解消可能資金不足額を差引くが、病院事業会計ではこの解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足額は0となる。
 2 公営企業のうち宅地造成事業(地域整備事業会計)で資金剰余額が生じる場合、地方債残高及び他会計長期借入金資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は25,785,253千円の黒字で、前年度と比較すると、工業用水道事業会計で資金剰余額が499,607千円減少したものの、水道用水供給事業会計で資金剰余額が980,414千円増加したこと等のため、759,794千円増加(増加率3.0%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減()
20.7 %	19.9 %	0.8

実質公債費比率は 20.7% で、前年度の 19.9% と比較して、0.8 ポイント上昇している。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前 3 か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度
	分 子 ①	千円 192,715,137	千円 184,584,571	千円 164,595,967	千円 172,443,827
	分 母 ②	865,604,264	875,752,447	869,724,774	862,343,411
	単年度の比率 (① / ②)	22.2 %	21.0 %	18.9 %	19.9 %
実 質 公 債 費 比 率	平 成 21 年度	(3 か年平均) 20.7 %			-
	平 成 20 年度	-	(3 か年平均) 19.9 %		

(注) 単年度の比率は小数点第 1 位において端数調整を行ったものを記載した。

平成 21 年度の実質公債費比率は、平成 21 年度、20 年度及び 19 年度の単年度の比率 (22.2%、21.0% 及び 18.9%) を平均した結果 20.7% となり、前年度の 19.9% と比較して、0.8 ポイント上昇している。

これは、21 年度の単年度の比率が 18 年度の単年度の比率を上回った影響によるものである。

(3) 前年度との比較等

実質公債費比率（単年度）を前年度と比較すると、県債管理基金の積立不足に対する加算の増などにより地方債の元利償還金等が増加し、分子の額が増加するとともに、標準税収入額等の減少により標準財政規模が減少し、分母の額も減少したため、1.2ポイント上昇している。

なお、実質公債費比率（単年度）の上昇については、県債管理基金の積立不足による影響も大きいことから、財源対策として同基金を取り崩す場合は、引き続き十分留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金	地方債の元利償還金	千円 332,698,688	千円 329,944,135	千円 2,754,553
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	61,000,551	56,512,616	4,487,935
	準元利償還金	15,181,910	14,090,868	1,091,042
	計	347,880,598	344,035,003	3,845,595
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金から差 引くもの	特 定 財 源	14,922,845	17,332,419	2,409,574
	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	140,242,616	142,118,013	1,875,397
	計	155,165,461	159,450,432	4,284,971
分子の額		192,715,137	184,584,571	8,130,566

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()
標準財政規模		千円 1,005,846,880	千円 1,017,870,460	千円 12,023,580
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	140,242,616	142,118,013	1,875,397
分母の額		865,604,264	875,752,447	10,148,183

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減()
366.4 %	360.1 %	6.3

将来負担比率は 366.4%で、前年度の 360.1%と比較して、6.3 ポイント上昇している。

(2) 算定式

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率	=	$\frac{\begin{aligned} & \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ & - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{(標準財政規模)} \\ & - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{aligned}}$
--------	---	---

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減()
分 子	千円 3,172,403,159	千円 3,154,069,459	千円 18,333,700
分 母	865,604,264	875,752,447	10,148,183

(3) 前年度との比較等

将来負担比率を前年度と比較すると、地方債の現在高の増等により将来負担額が増加し、分子の額が増加するとともに、標準税収入額等の減少により標準財政規模が減少し、分母の額も減少したため、前年度と比較して、6.3 ポイント上昇している。

なお、上記のとおり地方債の現在高は増加しているが、新行革プランにおいても歳出見直し効果が十分現れるまでの間は、財源対策として退職手当債や行革推進債を活用することが予定されており、当面の間の増加も見込まれている。

退職手当債や行革推進債は交付税措置がない分、将来負担比率を押し上げる要因にもなることから、起債に当たってはその点についても十分留意する必要がある。

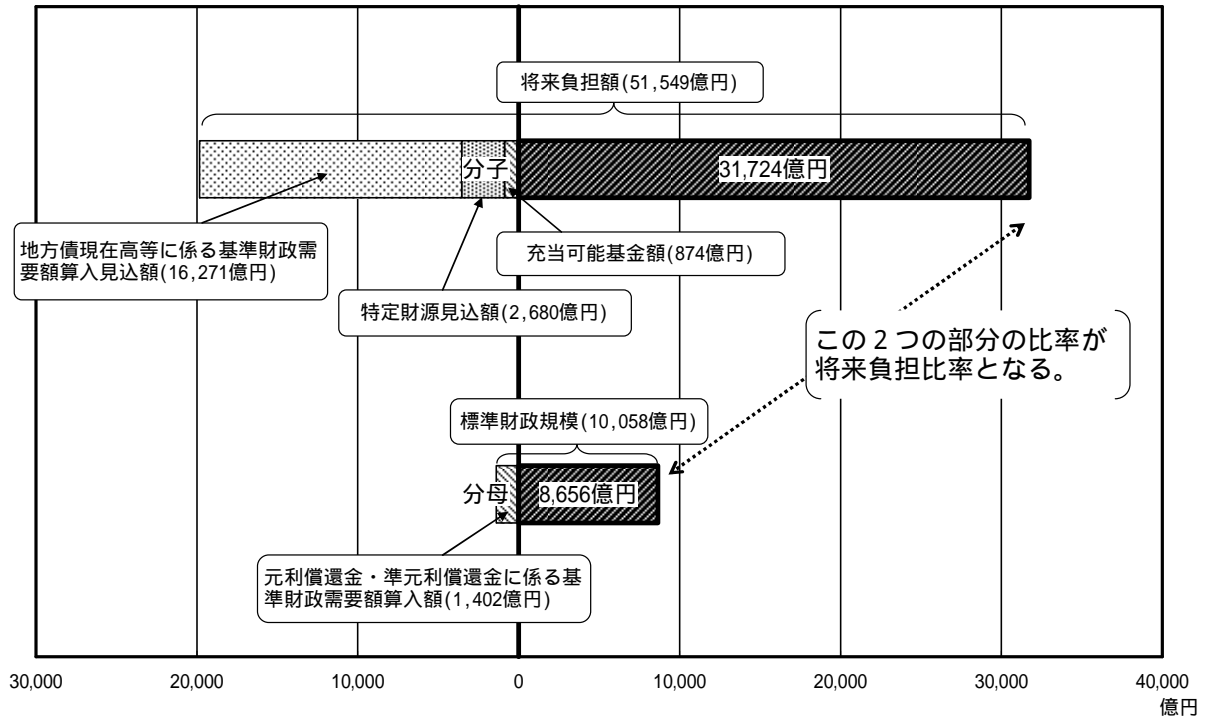
(分子)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 4,319,851,251	千円 4,178,472,883	千円 141,378,368	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	62,802,723	86,919,565	24,116,842	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	110,539,409	109,430,899	1,108,510	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	0	0	0	
	退職手当負担見込額	579,317,029	594,404,237	15,087,208	
	設立法人の債務 等負担見込額	82,412,366	93,943,342	11,530,976	
	内 訳	兵庫県道路公社	6,406,020	15,906,079	9,500,059
		兵庫県土地開発公社	18,550,248	20,458,260	1,908,012
		社団法人 兵庫みどり公社	31,079,588	34,656,243	3,576,655
		兵庫県住宅供給公社	2,805,511	2,853,103	47,592
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	23,570,999	20,069,657	3,501,342
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,154,922,778	5,063,170,926	91,751,852		
差 引 く も の ら	充 当 可 能 基 金 額	87,379,936	97,254,941	9,875,005	
	特 定 財 源 見 込 額	267,986,865	263,250,147	4,736,718	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	1,627,152,818	1,548,596,379	78,556,439	
	計	1,982,519,619	1,909,101,467	73,418,152	
分子の額		3,172,403,159	3,154,069,459	18,333,700	

(分母)

区 分		平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()
標準財政規模		千円 1,005,846,880	千円 1,017,870,460	千円 12,023,580
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	140,242,616	142,118,013	1,875,397
分母の額		865,604,264	875,752,447	10,148,183

(参考) 平成21年度 将来負担比率の状況図



第 4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会 計 名	平成 21 年度	平成 20 年度	比較増減 ()
病 院 事 業 会 計			
水道用水供給事業会計			
工業用水道事業会計			
電 気 事 業 会 計			
水 源 開 発 事 業 会 計			
地 域 整 備 事 業 会 計			
企業資産運用事業会計			
港湾整備事業特別会計			
流域下水道事業特別会計			

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

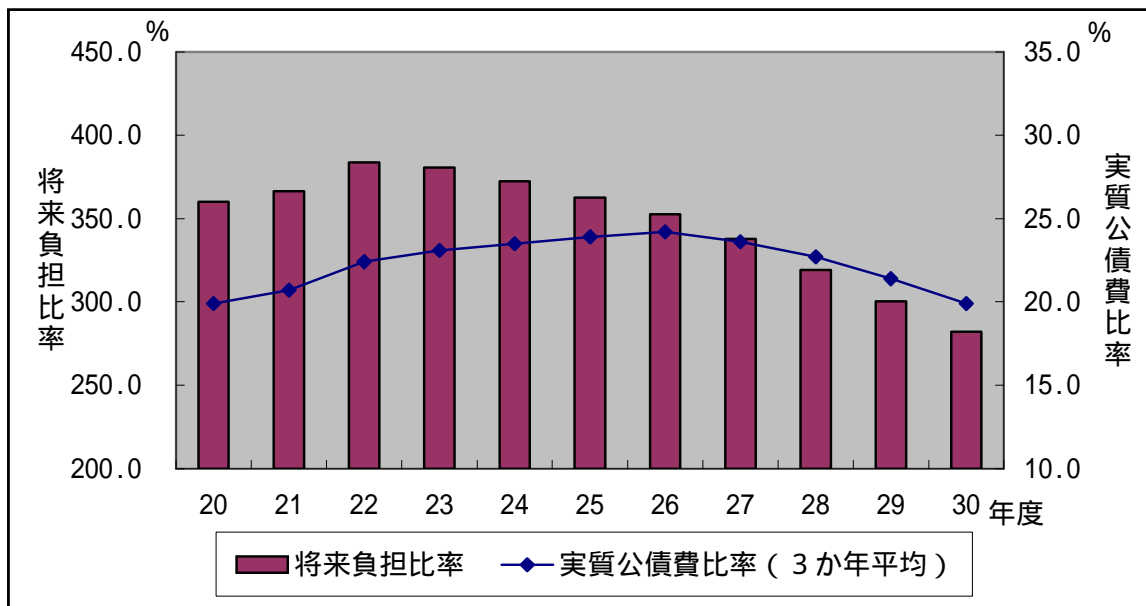
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 新行革プランの財政フレームに示されている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率 (3か年平均)	% -	% 21.0	% 22.4	% 23.1	% 23.5	% 23.9	% 24.2	% 23.6	% 22.7	% 21.4	% 19.9
実 績	19.9	20.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績公債費比率 (単年度)	-	23.1	23.1	23.1	24.5	24.2	24.0	22.6	21.5	20.1	18.0
実 績	21.0	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
将来負担比率	-	388.3	383.8	380.5	372.3	362.5	352.5	337.8	319.1	300.4	282.2
実 績	360.1	366.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成22年3月18日に変更された新行革プランに基づき記載した。



(注) 平成20年度及び21年度は実績の比率としている。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの

一般会計等

一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記以外に臨時財政対策債発行可能額を含める。

臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの

(3) 実質公債費比率関係

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合は、県債管理基金の残高の不足する割合に応じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算され、その分同比率が上昇することになる。

準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められたもの

ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を一定の方法で算定したものであり、基準財政需要額算入額はこの基準財政需要額の算定において算入された額である。

(4) 将来負担比率関係

将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社や土地開発公社の負債額及びその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額

地方自治法第 241 条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの

特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額

(5) 資金不足比率関係

資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額

解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

